

平成26年7月1日から ～多数の集客が見込まれる催しで露店等を開設する場合～

# 消火器の準備と「露店等の開設届」の提出が必要となります。

京都府福知山市の花火大会で発生した事故の再発を防止し、適切な防火管理体制を徹底するため、豊橋市火災予防条例の一部を改正します。

祭礼、縁日、花火大会、展示会など多数の集客が見込まれる行事などで、対象火気器具等を取り扱う露店等を開設する場合、**消火器の準備**とあらかじめ管轄の**消防署へ届出**が必要となります。

届出が必要かは以下のフローチャートで確認しましょう。

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の集客が見込まれる催しに際して、対象火気器具を使用する露店等を開設する予定がある。



## 社会的な広がりのあるもの

・不特定多数の人が参加するもの  
(自治会、PTA主催のバザーなどで面識のない人が参加する場合は、届出の対象となります。)

いいえ



## 個人的なつながりだけのもの

・近親者によるバーベキュー等、相互に面識がある人だけが参加するもの  
届出の義務はありませんが、万一の場合に備え、消火器など消火の準備をしましょう。



## 管轄消防署へ届出が必要です

裏面の「露店等の開設届出から開設までの手順」に従い実施してください。  
※消火器は、対象火気器具を設置する露店等に対し、原則各1本ずつ準備が必要です。消火器の規格は、国家検定品で住宅用以外のものを準備してください。

## 届出は誰の義務？

「露店等を開設しようとする者」に義務があります。  
ただし、一つの催しに複数の対象火気器具等を使用する露店等が開設される場合は、個々の露店主がそれぞれ個別に管轄の消防署に対して届出を行うのではなく、当該催しの主催者、施設の管理者、露店等の開設を統括する者等が取りまとめて管轄の消防署へ届出をします。

主催者・露店等  
開設者の義務  
となります。



## 露店等とは？

屋外における祭礼又は各種団体等が主催する催し物において、露店、屋台店その他これらに類する店を開設し、物品等を販売又は提供するものをいいます。

## 対象火気器具等とは？

液体燃料（ガソリン等）、気体燃料（プロパンガス等）、固体燃料又は電気を熱源とし、火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生する恐れのある器具をいいます。具体的には、コンロ、フライヤー、たこ焼き器、グリドルや発電機などが該当します。

コンロ



フライヤー



たこ焼き器



発電機



## 露店等の開設届出から開設までの手順

- ① 露店等の開設届の作成  
・露店等の開設場所と消火器の設置場所に係る略図等を添付  
2部作成



- ② 管轄の消防署（予防担当）へ届出  
※あらかじめ届出が必要です。  
※受理できる日は平日（午前8時30分～午後5時15分まで）となります。



開設

- ③ 開設者は、チェックシートを活用し、露店開設の際の遵守事項をクリアしているか確認する。

提出のあった届出の1部に受付処理をし、「チェックシート」を添えて返却します。

消防署は、必要に応じて現地確認、防火指導を実施します。

お問い合わせ 豊橋市消防本部 予防課予防グループ TEL (0532) 51-3115  
中消防署 52-0119 南消防署 46-0119